

2 民間組織の指導育成

海難防止思想の普及と海難防止対策の実効を期するため、海難防止を目的とする海難防止協会、小型船安全協会、外国船舶安全対策連絡協議会等の各民間組織の自主的活動が、着実かつ活発に推進されるようその指導育成の強化に努める。

3 海難の原因究明結果の活用

海難の原因や態様についての詳細な分析、裁決事例や防止策を紹介する情報誌の充実を図り、これらを活用した海難防止に関する講習会等の広報・啓発活動を積極的に行う。

4 外国船舶に対する情報提供等

外国船舶の海難を防止するため、我が国周辺海域の地理や気象・海象の特性等に不案内な外国船舶に訪船し、外国語によるリーフレット（ちらし）を配布・説明するなどして、航行安全上必要な情報等について周知・指導を図る。

5 台風等特異気象時における安全対策の強化

海事関係者等に対し、訪船指導及び海難防止講習会の開催等あらゆる機会を活用して、気象・海象情報の早期把握、荒天時における早期避難等の安全指導や注意喚起を徹底し、各種船舶の特性に応じた台風等特異気象時における安全対策を推進する。

第3節 船舶の安全な運航の確保

1 船員の資質の向上

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)に対応し、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭26法149)に基づく海技士試験の際、一定の乗船実務経験を求めつつ、最新の航海機器等に対応した知識・技能の確認を行うとともに、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求することにより、船舶職員の知識・技能の最新化を図る。

また、船員を取り巻く環境変化を踏まえ、船舶の運航に関する学術等の教授や航海実習等を行う各船員教育機関の実習内容等について、行政の減量・効率化の要請にも的確に対応しつつ、長期的視野に基づいた見直しを行う。

さらに、船舶の安全な運航を確保するため、船員法(昭22法100)に基づき、発航前検査の励行、操練の実施、航海当直体制の確保、船内巡視制度の設定、救命設備の使用方法に関する教育・訓練等について指導を行うとともに、これらの的確な実施を図るため、運航労務監理官による監査を行う。

2 運航管理の適正化及び安全管理体制の構築等

船舶運航事業者に対する指導監督等の充実強化
船舶運航事業者に対して、運航管理業務等の実施

状況について監査を行うとともに、監査手法の改善に努め、その充実強化を図る。特に、運航中止基準、航海当直体制や酒気帯び当直の禁止、旅客・車両の乗下船時の作業基準等安全管理規定の遵守状況及び運航管理者が主体となった運航管理の実施状況等については重点的に監査を行う。

また、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を引き続き推進するとともに、その構築状況を国が評価する「運輸安全マネジメント評価」の着実な実施により、更なる輸送の安全の確保を図る。

事故再発防止対策の徹底

船舶運航事業に関する事故の発生時には、その原因の究明に努め、船舶運航事業者における安全管理体制等の再構築等その再発防止策を講じる。また、他の船舶運航事業において類似の事故が再発するおそれが大きいものについては、国において、ハード及びソフト面から総合的かつ効果的な対策を検討し、速やかに監査体制に反映させるとともに、全国の船舶運航事業者に周知徹底を図る。

水中翼型超高速船の事故防止対策の実施

最近、水中翼型超高速船が流木や鯨類等と衝突する事故が発生している状況にかんがみ、その防止を図るため、シートベルトの着用徹底等を図るととも

に、これらとの衝突の防止及び被害の軽減に資する中長期的な技術開発を推進する。

船舶運航事業者に対する研修等の充実

船舶運航事業者の安全統括管理者及び運航管理者に対する研修を実施するなど、様々な機会を捉えて運輸安全マネジメント制度の周知や事故防止対策の徹底を図る。研修の実施に当たっては、最新の事故事例の分析結果を活用するなど研修水準の向上に努める。

安全情報公開の推進

船舶運航事業に関する安全情報については、運輸安全一括法の改正に伴いその公開が法律上義務づけられたところであり、これに基づき、船舶運航事業者と国がそれぞれの役割に応じた安全情報の適切な公開を推進する。

3 船員災害防止対策の推進

第8次船員災害防止基本計画（5か年計画）の効率的かつ具体的な実施を図るため、平成19年度船員災害防止実施計画を作成し、安全衛生管理体制の整備とその活動の推進、死傷災害の防止を図るとともに、生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策などを、船舶所有者、船員及び国の三者が

一体となって強力で推進する。

4 水先制度の抜本改革

平成19年4月に施行された改正水先法に基づき、水先人の確保を図るための水先人養成や船舶交通の安全確保のための水先免許更新時の更新講習受講の義務化等の新制度の着実かつ適確な運用を図る。

5 海難原因究明体制の充実

海難の徹底した原因究明と再発防止に向けて、引き続き迅速な調査・審判に努めるとともに、深く掘り下げた科学的な原因究明を行うための調査・審判体制の充実を図る。また、海難調査の国際協力体制を構築するため、国際海事機関（IMO）等における検討に積極的に対応する。

6 外国船舶の監督の推進

STCW条約及び海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、乗組員の資格証明書、航海当直体制及び操作要件（乗組員が機器等の操作に習熟しているかどうか）等のソフト面に関する的確に外国船舶の監督（PSC）を推進する。

第4節 船舶の安全性の確保

1 船舶の安全基準等の整備

船舶の安全性確保のため、国際的には国際海事機関（IMO）において技術基準が検討されるとともに、我が国では船舶安全法（昭8法11）及びその関係省令に基づき所要の技術基準を策定している。

現在IMOでは、目標指向型の新造船構造基準や次世代の航海支援システム構築に向けたe-Navigation戦略などの検討が進められており、これらの船舶の安全性向上に向けた議論に我が国より積極的に参画する。

我が国周辺では、海難の約4割を占めている衝突・座礁事故対策が喫緊の課題であることから、先進の航海機器を十分に活用した次世代の航海支援システムによる安全対策の検討を進める。また、我が

国近海において超高速船が漂流物等に衝突する事故が相次いでいることから、同種事故への安全対策の一つとして、より衝撃吸収効果の高い座席・シートベルトの技術基準の検討を進める。

平成18年度、交通バリアフリー法とハートビル法とを統合・拡充したバリアフリー新法が公布・施行されたことを踏まえ、旅客船事業者等が円滑に旅客船のバリアフリー化に対応できるよう普及啓もうを図る。

2 重大海難の再発防止

平成12年の沖合底びき網漁船「第五龍寶丸」転覆沈没事故と同種事故の再発防止対策として、「漁船の復原性の明確化」、「船体構造設備の改善」及び「操